

# 日本版DBSの課題と展望

青法協京都支部 事務局長 高木野衣

皆さんは、DBSをご存知でしょうか？ DBSとは、Disclose and Barring Serviceの略であり、子どもに対する性犯罪の抑止を目的として、子どもに接する仕事に就く人の犯罪歴の照会を義務付ける制度です。2026年には、日本版DBSの導入が予定されています。

ただ、この日本版DBSには、「ブラックリスト化」によって、性犯罪歴のある人を社会から排除することに繋がる懸念や、性犯罪歴の情報漏洩の危険性など、様々な課題が存在します。

そこで今般、日本版DBSにつき以前から警鐘を鳴らしておられる弁護士の園田寿先生（甲南大学名誉教授）をお招きし、日本で導入されようとしているDBSの具体的内容や課題、子どもの性被害を防ぐためにいかなる仕組みをべきなのか等につき、たっぷりご講演いただきます！

◆講師 甲南大学名誉教授 弁護士 園田 寿 先生

1952年生まれ。甲南大学法科大学院教授、元関西大学法学部教授。専門は刑事法。主著に「情報社会と刑法」（2011年成文堂、単著）、「改正児童ポルノ禁止法を考える」（2014年日本評論社、共編著）、「エロスと『わいせつ』のあいだ」（2016年朝日新書、共著）など。Yahoo!ニュース個人「10周年オーサースピリット賞」受賞。趣味は囲碁とジャズ。

◆日時 2025年4月3日（水）午後6時00分～8時00分

◆場所 京都弁護士会館を予定（ZOOM併用） 終了後は懇親会実施予定です。

.....切り取り.....

4月3日例会に  現地参加します・ ZOOMで参加します

例会後の懇親会に  参加します・ 欠席します

お名前  ( 弁護士 ・ 司法修習生 ・ その他)

メールアドレス (ZOOM参加用)



※ZOOMのミーティングID等につきましては、お申込みいただいた方にお伝えいたします。

ご参加のご連絡は、3月27日（木）までに、つくし法律事務所の弁護士日下弘毅（FAX：075-241-1661 又はレターケース、Email:kusaka@tsukushilo.com）宛てにお願いいたします。